

伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の民間保育所等においてICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的として保育業務支援システムを導入するに当たり必要となる費用の一部を補助することについて、伊勢原市補助金等の交付規則(昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 この要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)は、国及び地方公共団体以外の者が設置する、市内に所在する次に掲げる施設又は事業とする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条第1項の規定により市長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(保育所型認定こども園を含む。以下「保育所」という。)

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(2) 子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により、市長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業(うち、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を除く))(令和6年度補正予算分)の実施について(令和7年2月13日付けこ成保第128号)別紙に定める保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業(うち、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を除く))(令和6年度補正予算分)実施要綱3(1)に定める対象事業であって、補助金の交付を受けようとする年度内に保育業務支援システムの導入を完了し、かつ、費用の支払を完了するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年度（令和6年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和6年度補正予算分）分）の国庫補助について（令和7年9月18日付けこ成保第542号こども家庭庁長官通知）別紙に定める令和7年度（令和6年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和6年度補正予算分）分）交付要綱（以下「国要綱」という。）の別表に定める対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、導入する保育業務支援システムの機能ごとに、別表に定める基準額と補助対象施設が支出した補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に、同表の補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を希望する者は、伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付（変更交付）申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業開始日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 保育業務支援システム導入の事業計画書
- (2) 保育業務支援システムの見積書
- (3) 保育業務支援システムの見積書の内訳明細書
- (4) 保育業務支援システムに搭載されている機能、事業者からの支援体制等を確認できる資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（変更交付の申請）

第8条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付（変更交付）申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 保育業務支援システム導入の事業計画書
- (2) 保育業務支援システムの見積書
- (3) 保育業務支援システムの見積書の内訳明細書
- (4) 保育業務支援システムに搭載されている機能、事業者からの支援体制等

を確認できる資料

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
(変更交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、交付する補助金を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金変更交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第11条 規則第9条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、第7条の規定による交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付請求書(第6号様式)に伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付決定通知書又は伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該補助に係る事業を完了した日から起算して20日を経過した日

又は補助金の交付決定を受けた年度の末日が属する年の4月5日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 保育業務支援システム導入の事業成果報告書
- (2) 対象経費の領収書または事業者に対し対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類
- (3) 保育業務支援システムの仕様等が確認できる資料
- (4) 納品書
- (5) 導入されたことがわかる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第14条 市長は、伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第7条の交付決定の額又は第9条の変更交付決定の額と確定額が相違する場合は、伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金確定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第20条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成30年12月4日告示第133号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和4年4月25日告示第78号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年2月1日告示第13号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年2月21日告示第17号)

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年10月28日告示第178号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

基準額	補助対象経費	補助率
国要綱の別表に定める基準額	国要綱に定める対象経費	3 / 4

第1号様式（第6条、第8条関係）

年度伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助
金交付（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

年度伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金の交
付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 保育業務支援システム導入の事業計画書
- (2) 保育業務支援システムの見積書
- (3) 保育業務支援システムの見積書の内訳明細書
- (4) 保育業務支援システムに搭載されている機能、事業者からの支援体制等
を確認できる資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（事務担当は、 ）

第2号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助
金交付決定通知書

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（事務担当は、 ）

第3号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助
金変更交付決定通知書

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 決定金額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 変更交付決定額 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | 円 |

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第10条関係）

年度伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助
金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

次のとおり伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第5号様式（第10条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助
金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書

設置者住所

設置者名

事業所住所

事業所名

代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の
内容を審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第6号様式（第12条関係）

年度伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助
金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

⑩

交付決定のありました伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 円 |
| 4 | 未交付額 | 円 |

5 添付書類

- 伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付決定通知書の写し
- 伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金変更交付決定通知書の写し

(注) 上記のいずれかにレ印をつけてください。

第7号様式（第13条関係）

年度伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助
金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

年度伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助金に係
る実績を次のとおり報告します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 実績額 | 円 |
| 3 不用額 | 円 |

4 添付書類

- (1) 保育業務支援システム導入の事業成果報告書
- (2) 対象経費の領収書または事業者に対し対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類
- (3) 保育業務支援システムの仕様等が確認できる資料
- (4) 納品書
- (5) 導入されたことがわかる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第14条関係）

年度伊勢原市民間保育所等におけるICT化推進事業費補助
金確定通知書

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

（事務担当は、 ）